

○財務省告示第十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年十二月二十二日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年一月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第五百
十一回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条第
一項及び第六十二条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格

ハ		ロ		イ		七		ハ		ロ	
国債市場	行争非者特 入価札格競 札格競 I 加	国債市場	入札発行	価格競争	込金額	行争非者特 入価札格競 札格競 II 加	国債市場	行争非者特 入価札格競 札格競 I 加	国債市場	行争非者特 入価札格競 札格競 I 加	国債市場
千八百二億七千二百五十六万円		千六億七千八百二十四万円		一兆千八十九億四千八十五万円		で千七百八十七億円	特別会計に関する法律第四十七 条第一項の規定に基づき発行し た利付国債について、額面金額	で九百九十八億円	特別会計に関する法律第四十七 条第一項の規定に基づき発行し た利付国債について、額面金額	七億三千九百十万円	つき発行した利付国債について は、額面金額で三千七百六十六 億九千五百四十万円、特別会計 に関する法律第四十七条第一項 の規定に基づき発行した利付国 債については、額面金額で六千 百五十五億四千三百八十五万 円、同法第六十二条第一項の規 定に基づき発行した利付国債に ついては、額面金額で二百九十

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{2}{365}}$$

(二) 発行時に、その利息に係る所得が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人居住者又は外国籍を有する者である場合は、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得の税率を乗じた金額)を控除することができ

十四 初期利息

平成二十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期以後の利息

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利息を支払う。
 平成四十六年十二月二十日額面金額百円につき百円

十六 償還金限度

十七 償還金限度

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
六 か
年 ら
十 通
二 知
月 を
二 受
十 け
二 た
日 者